

令和8年度普通交付税の決定について（市町村分）

1 概 要

○ 県内市町村の普通交付税の合計は、4,126 億円（対前年度比 +254 億円、+6.6%）

【 基準財政需要額 】

- ・ 地方公務員の給与改定に要する経費の増（包括算定経費（人口）等）
- ・ 臨時財政対策債償還基金費の創設

【 基準財政収入額 】

- ・ 物価の上昇や県内消費の拡大傾向による地方消費税交付金の増
- ・ 給与等の所得の伸びによる市町村民税（所得割）の増 等

○ 不交付団体は、苅田町のみ（昭和 50 年度以降 52 年連続）

○ 政令市では、臨時財政対策債償還基金費の措置額が大きいことから、他団体と比べて普通交付税が大きく増加

（参考）

全国市町村分の普通交付税の合計は、8 兆 8,697 億円（対前年度比 +3,222 億円、+3.8%）

（単位：百万円、%）

区 分	令 和 8 年 度			令 和 7 年 度			増 減 額 C - F G	増 減 率 G / F H
	普 通 交 付 税 A	臨 時 財 政 対 策 債 B	A + B C	普 通 交 付 税 D	臨 時 財 政 対 策 債 E	D + E F		
政 令 市	145,603	0	145,603	128,722	0	128,722	16,881	13.1
市	190,972	0	190,972	184,884	0	184,884	6,088	3.3
町 村	76,022	0	76,022	73,551	0	73,551	2,471	3.4
市 町 村 計	412,597	0	412,597	387,156	0	387,156	25,440	6.6
政 令 市 除 く 58 市 町 村 計	266,994	0	266,994	258,435	0	258,435	8,559	3.3

（注）端数処理により、数値が合わないことがある。

（注）令和8年度の地方財政計画において地方税が増加することが見込まれたこと等により、臨時財政対策債の新規発行額が、令和7年度に引き続きゼロとなった。

2 個別団体の状況

普通交付税が前年度から増加した団体は 52 団体。前年度に対する増減率が大きな団体は以下のとおり。

(1) 増加率の大きい主な団体と理由

- ・ 宮若市 +5.9 億円（+22.0%）
市町村民税法人税割の減
- ・ 福岡市 +76.8 億円（+16.4%）
臨時財政対策債償還基金費の創設による需要額の増

(2) 減少率の大きい主な団体と理由

- ・ 粕屋町 ▲1.7 億円（▲16.3%）
地方消費税交付金の増（物価の上昇・消費の拡大）による収入額の増
- ・ 志免町 ▲2.5 億円（▲10.3%）
地方消費税交付金の増（物価の上昇・消費の拡大）による収入額の増

令和８年度普通交付税決定額一覧表

(単位：百万円、%)

市町村名	令和８年度 普通交付税 決定額 A	令和７年度 普通交付税 決定額 B	増減率 (A-B)/B
北九州市	90,958	81,757	11.3
福岡市	54,645	46,964	16.4
大牟田市	12,041	11,641	3.4
久留米市	24,039	23,205	3.6
直方市	5,437	5,416	0.4
飯塚市	15,043	14,995	0.3
田川市	7,141	7,263	▲ 1.7
柳川市	8,591	8,388	2.4
八女市	13,074	12,493	4.6
筑後市	3,621	3,201	13.1
大川市	3,951	3,865	2.2
行橋市	4,922	4,916	0.1
豊前市	3,268	3,074	6.3
中間市	5,016	5,003	0.2
小郡市	4,244	4,118	3.1
筑紫野市	4,325	4,310	0.3
春日市	4,896	5,009	▲ 2.3
大野城市	3,720	3,701	0.5
宗像市	9,088	8,707	4.4
太宰府市	4,957	4,789	3.5
古賀市	3,814	3,432	11.1
福津市	6,058	5,716	6.0
うきは市	5,213	5,100	2.2
宮若市	3,274	2,684	22.0
嘉麻市	9,100	8,798	3.4
朝倉市	7,825	7,258	7.8
みやま市	6,617	6,364	4.0
糸島市	8,806	8,373	5.2
那珂川市	2,894	3,061	▲ 5.5
宇美町	3,088	2,998	3.0
篠栗町	2,402	2,303	4.3
志免町	2,157	2,404	▲ 10.3
須恵町	2,270	2,200	3.2
新宮町	1,061	1,102	▲ 3.7
久山町	718	742	▲ 3.2
粕屋町	853	1,019	▲ 16.3

市町村名	令和８年度 普通交付税 決定額 A	令和７年度 普通交付税 決定額 B	増減率 (A-B)/B
芦屋町	2,825	2,669	5.9
水巻町	3,080	2,983	3.2
岡垣町	3,144	2,998	4.9
遠賀町	2,103	2,000	5.1
小竹町	2,026	1,963	3.2
鞍手町	3,073	2,896	6.1
桂川町	2,128	2,081	2.3
筑前町	4,045	3,902	3.7
東峰村	1,580	1,493	5.8
大刀洗町	2,269	2,213	2.5
大木町	1,976	1,873	5.5
広川町	2,013	1,858	8.3
香春町	2,478	2,404	3.1
添田町	2,981	2,773	7.5
糸田町	2,357	2,221	6.1
川崎町	3,589	3,406	5.4
大任町	3,102	3,049	1.7
赤村	1,441	1,378	4.5
福智町	5,253	5,029	4.5
苅田町	0	0	
みやこ町	4,213	4,057	3.8
吉富町	1,471	1,450	1.4
上毛町	2,324	2,202	5.5
築上町	4,004	3,884	3.1
大都市計	145,603	128,722	13.1
27市計	190,972	184,884	3.3
31町村計	76,022	73,551	3.4
58市町村計	266,994	258,435	3.3
60市町村計	412,597	387,156	6.6

※ 端数処理により計が合わないことがある。

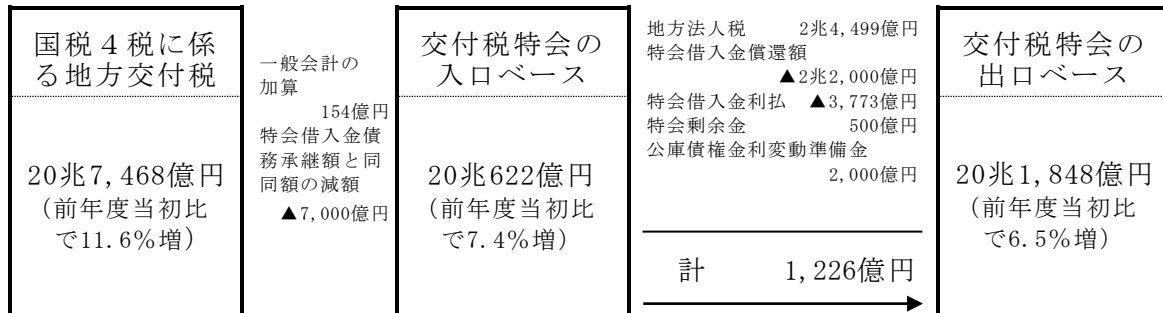
地方交付税制度の概要

1 地方交付税制度の目的

- 財源調整**→税源の偏在による地方団体間の財政力格差を是正。
- 財源保障**→全地方団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行えるよう所要財源を確保。

2 地方交付税の総額（令和8年度）

一般会計からの加算等により出口ベースの総額を確保（前年度当初比で6.5%増）。臨時財政対策債は前年度比で皆減。



〔参考〕法定4税の額

所得税及び法人税の33.1%＋酒税の50%＋消費税の19.5%

以上は通常収支分に係るものであり、このほか東日本大震災分に係るものとして、別途、震災復興特別交付税を確保。

3 地方交付税の性格

- 地方団体の共有独立財源**→自治体の財源調整と財源保障のため、国が一括徴収する間接徴収形態の地方税。
- 使途に制限のない一般財源**→国が交付税の使途を制限したり、条件を付けたりすることは法律で禁止。
- 国と地方の税源配分を補完**→国と地方の歳入・歳出ギャップ（歳入は国：地方＝3：2で歳出は逆）を補完。

4 地方交付税の種類

- 普通交付税→地方交付税総額の94%
- 特別交付税→ 〃 6%

5 普通交付税の額の決定

① 交付額

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\text{基準財政需要額 (標準的な財政需要)}} - \boxed{\text{基準財政収入額 (標準的な財政収入)}} = \boxed{\text{財源不足額 (交付基準額)}}$$

② 基準財政需要額

各地方団体が自然的・地理的・社会的条件に対応して合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な一般財源

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} = \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位の数値}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

単位費用→測定単位1単位当たりの一般財源の所要額

測定単位の数値→行政項目ごとに量を測定する数値（例 国調人口、児童数(学校基本調査)等）

補正係数→団体ごとの自然条件や社会条件の違いによる財政需要の差を反映する係数

例 段階補正～地方団体の人口が増加するに従い、行政経費も増加するが、人口が2倍になっても、人口1人当たりの経費が割安となり、行政経費が必ずしも2倍を上回るとは限らないため、その経費の差を反映させる補正（スケールメリットの反映）

態容補正～行政の権能差等、地方団体の「態様」を反映させる補正

③ 基準財政収入額

各地方団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な税収入の一定割合により算定された額

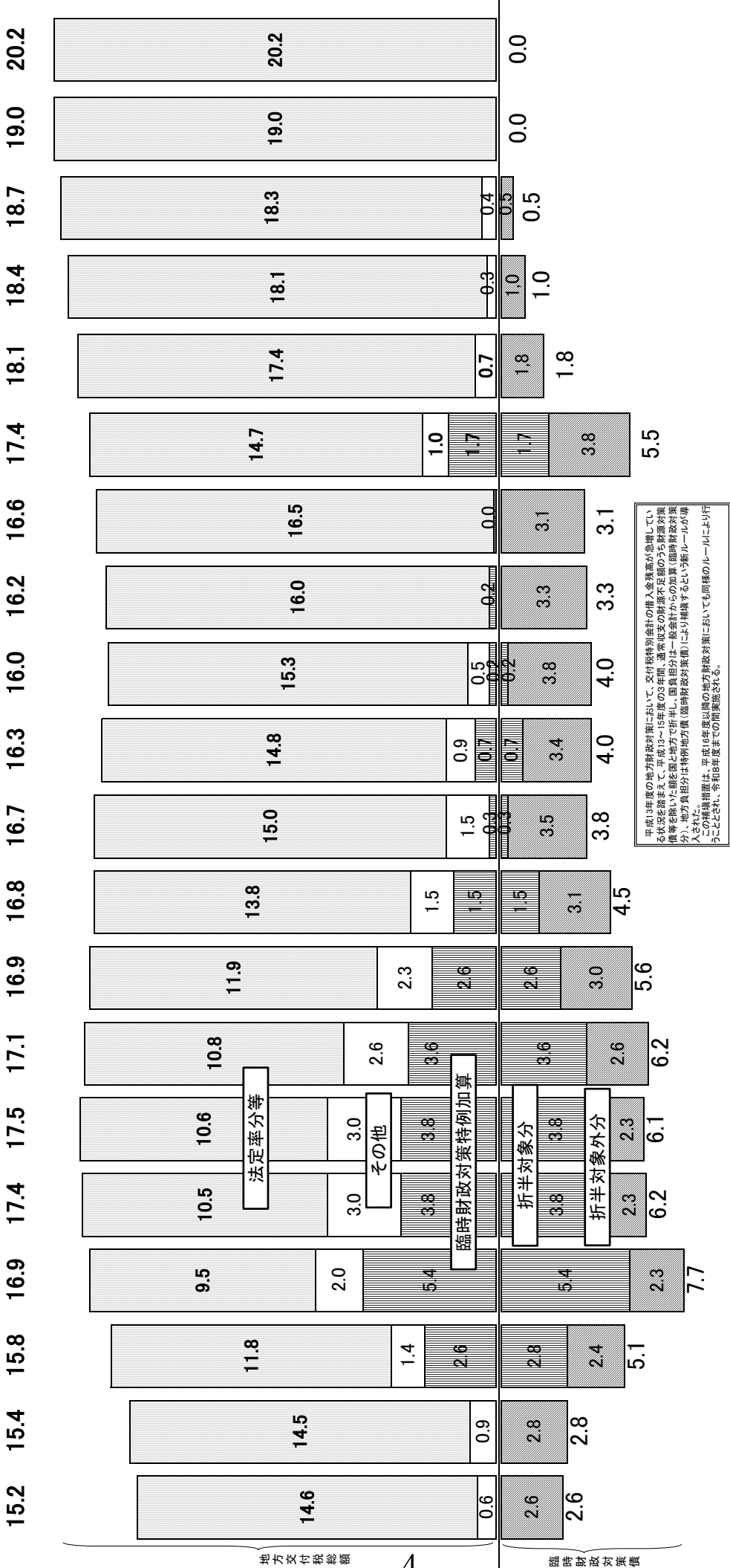
$$\boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{標準的な地方税収入}} \times \boxed{75/100} + \boxed{\text{地方譲与税等}}$$

6 地方交付税の交付

- 普通交付税→当該年度分を4月、6月、9月、11月の年4回に分けて交付。
- 特別交付税→当該年度分を12月と（翌年の）3月の年2回に分けて交付。ただし、地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定・交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を平成23年度から新設。

◆ 地方交付税等総額（当初）の推移（H19～R8）

(兆円)



H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7 R8 (年度)

※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。
※「法定率分等」は、所得税・法人税・消費税・たばこ税（～H27）・地方法人税（H28～）の法定率分、国税決算精算分及び国税減額補正精算分の合算額。
※「その他」は、「法定率分等」と「臨時財政対策特別加算」を除く措置（法定加算、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用、前年度からの繰越金、交付税特別会計借入金の償還等）の合算額。
※令和7年度及び令和8年度の「法定率分等」は「出口ベース」の地方交付税総額。

担当課 財政課
直 通 643-3628
担当者 財政計画班 谷口、井上
(内線2064)

令和8年度普通交付税及び臨時財政対策債の 算定結果について(県分)

算定結果

(単位:百万円)

	令和8年度 当初算定 a	令和7年度 当初算定 b	差 引 a-b=c	伸び率 c/b	(参 考) 全国伸び率
普 通 交 付 税 交 付 決 定 額	329,116	306,122	22,994	7.5%	9.0%
臨時財政対策債 発 行 可 能 額	0	0	0	-	-
計	329,116	306,122	22,994	7.5%	9.0%